

おしらせ

第 163

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2024. 2. 1 発行

協会けんぽ・介護保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽ岩手支部の健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。健康保険料率（案）は現行の保険料率から0.14ポイント、介護保険料率（案）は0.22ポイント、どちらも引き下げとなります。ちなみに健康保険料率の全国平均は10.00%です。また、四国、九州の各県は保険料率が高く、西高東低の傾向にあります。

	現行	2024年3月～
岩手県保険料率	9.77%	9.63%
改定幅	—	△0.14ポイント

	現行	2024年3月～
介護保険料率	1.82%	1.60%
改定幅	—	△0.22ポイント

労災保険率の改定について

- ◆ 労災保険率は、54の業種ごとに定められていますが、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定されます。令和6年度は改定の年に当たり、別紙で添付致しましたとおり54業種のうち、引下げとなるのが食料品製造業、貨物取扱事業など17業種、逆に引上げとなるのがビルメンテナンス業など3業種です。保険率改定は、令和6年度労働保険料概算申告分から反映されることになります。

労災事故の発生は保険率に影響します。転倒災害防止などに積極的に取り組みましょう。

給与改定のご参考に

- ◆ 給与改定のご参考に、「岩手県の賃金統計令和5年度（厚生労働省岩手労働局）」から抜粋したデータを同封致します。調査対象は令和4年6月の給与で、賞与は令和3年1月から令和3年12月までの1年間に支払われた分が対象です。岩手県地域別最低賃金が、令和元年度790円から令和5年度893円と13%上がったように、ここ数年賃上げの圧力は強まっています。新規学卒者の初任給も大きく上昇しています。また、年齢階層別の賃金水準について見ると、44歳未満の各層の伸びは大きくなっていますが、45歳以上の層ではほぼ横這いで推移。55～59歳層の男性では、令和元年と比べ令和4年は低下しているという数値が出ています。

なお岩手県では、「物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていない」として、県内の中小企業等の賃上げを支援する目的で、令和6年2月5日から「物価高騰対策賃上げ支援事業」を実施します。従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間当たり50円以上引き上げた場合に従業員1人当たり5万円が給付されるというものです。詳細は当事務所担当者にご確認をお願いします（※なお、申請手続きを当事務所で受託の場合、申請手数料を申し受けます）。

「いわて医療労務研究会」について

- ◆ 「いわて医療労務研究会」は、令和5年5月に設立され、盛岡、花巻、一関、大船渡の開業後一定年数を経過した社会保険労務士8名で構成される組織です。当事務所の社会保険労務士も参加しています。医院経営者様向けの相談会開催の他、研修会等の講師もお引き受けしています。

研究会に関するご質問・ご要望は当事務所までご連絡をお願い致します。